

(仮称)クスリのアオキ柞原店 (No.1343)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 15 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 7 年 3 月 3 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ柞原店
丸亀市柞原町字弘友 731 番 1 外
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 農地法第 5 条許可済だが、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないように配慮すること。
 - ・ 大規模小売業は丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。
 - ・ 騒音規制法や振動規制法などの各法令に該当する場合、各法令に基づく届出を行うこと。
 - ・ 環境面において、工事中も含めて近隣住民への配慮を十分行うこと。
 - ・ 騒音等の苦情が発生した際には誠意をもって対応すること。
 - ・ 地元雇用に努めること。
 - ・ 地元業者の積極的な利用に努めること。
 - ・ 大型車等の通行により市道を損傷した場合は原因者で早急に復旧すること。
 - ・ 通行により土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間： 令和 7 年 7 月 15 日から令和 7 年 8 月 15 日まで